

府中市告示第 57 号

府中市立ふれあい会館条例及び府中市立ふれあい会館条例施行規則に基づく次の使用料の收受事務を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、社会福祉法人府中市社会福祉協議会に委託したので、府中市会計事務規則第35条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

受託業者

社会福祉法人府中市社会福祉協議会
府中市府中町1-30 府中市立ふれあい会館 2F

委託業務

府中市立ふれあい会館会議室及び器具の使用料の收受事務

歳入科目

一般会計（歳入）
款40項05目10節05 0073000 ふれあい会館使用料

地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年3月13日

地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

使用する收受事務受託者受領印

